○ 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

（平成10年3月31日
平成10年規則第9号）

改正　平成11年2月23日規則第1号
平成12年2月29日規則第2号
平成12年12月1日規則第5号
平成14年2月26日規則第2号
平成14年2月26日規則第5号
平成15年2月27日規則第1号
平成15年11月25日規則第6号
平成17年11月30日規則第3号
平成18年3月31日規則第3号
平成19年2月28日規則第2号
平成19年6月29日規則第12号
平成19年11月29日規則第14号
平成19年12月20日規則第15号
平成21年3月30日規則第3号
平成21年5月29日規則第4号
平成21年11月30日規則第12号
平成22年3月31日規則第3号
平成22年3月31日規則第4号
平成22年11月30日規則第11号
平成23年3月31日規則第3号
平成23年11月30日規則第5号
平成26年6月26日規則第8号
平成26年12月5日規則第10号
平成27年2月27日規則第3号
平成28年2月29日規則第1号
平成28年12月8日規則第5号
平成29年2月28日規則第2号
平成29年12月18日規則第9号
平成30年2月28日規則第3号
平成30年12月6日規則第8号
令和元年12月16日規則第2号
令和2年2月14日規則第2号
令和2年7月10日規則第6号
令和2年11月26日規則第7号
令和3年2月25日規則第4号
令和4年5月30日規則第2号
令和4年6月30日規則第6号
令和4年11月21日規則第8号
令和5年2月24日規則第4号
令和5年11月21日規則第11号
令和6年2月28日規則第2号
令和6年12月18日規則第10号
令和7年2月20日規則第2号

（趣旨）

第１条　この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第１号。以下「定款」という。）第31条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に勤務する職員（以下「職員」と総称する。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（平18規則3、平19規則14、令3規則4・一部改正）

（給与）

第２条　給与の種類は、給料及び手当とする。

２　手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

３　退職手当に関しては、この規則に定めのあるものを除き、愛知県都市職員共済組合職員の退職手当に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第10号）の定めるところによる。

（平18規則3、令3規則4、令6規則2・一部改正）

（給与の支払）

第３条　この規則に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第７条の２第１項に規定する振込みによる場合は、この限りでない。

２　業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（給与からの控除）

第４条　職員に給与を支給する場合において、その給与から控除することができるも

のは、別に法律で定めるものを除き、次に掲げる金額とする。

(1)　愛知県都市職員共済組合組合員貯金規則（平成７年愛知県都市職員共済組合規則第２号）第３条第１項に規定する貯金の積立額に相当する金額

(2)　愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則（平成７年愛知県都市職員共済組合規則第１号）第９条に規定する貸付金の償還金に相当する金額

(3)　団体契約による保険料に相当する金額

(4)　愛知県職員生活協同組合の共同購入契約による購入物品の支払金

(5)　職員で組織する団体が、その契約の定めるところにより構成員である職員から毎月又は期末手当の支給される月に一定の率又は額によって徴収する組合費又は会費に相当する金額

(6)　前各号に掲げるもののほか、職員が給与から控除することを申し出たもので、理事長が適当と認めたものの金額

（平17規則3・一部改正）

（給料）

第５条　職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

２　宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給される場合においては、これを給与の一部とし、別に規程で定めるところにより、その職員の給料額を調整する。ただし、特別に定めがある場合には、この限りでない。

第６条　給料は、愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第７号。以下「勤務時間等規則」という。）第２条第１項の規定により定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

（給料表）

第７条　給料表は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第33条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

３　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規程で定める。

４　理事長は、職員を前項に規定する職務の級のいずれかに決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額）

第７条の２　愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第６号。以下「就業規則」という。）第19条の２の規定により採用された職員で同規則第19条の２第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月

額のうち、第７条第４項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等規則第２条第３項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（平14規則2・追加、平26規則8、令5規則4・一部改正）

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第８条　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規程で定める初任給の基準に従い決定する。

２　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規程で定めるところにより決定する。

３　職員の昇給は、規程で定める日に、同日前において規程で定める日以前１年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第27条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規程で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

４　前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として規程で定める基準に従い決定するものとする。

５　次に掲げる職員の第３項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規程で定める基準に従い決定するものとする。

(1)　55歳を超える職員

(2)　給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの

６　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

７　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

８　第３項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規程で定める。

９　現に職員である者が上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を初任給として受けるべき額の号給まで上位に決定することができる。

10　休職にされ、若しくは愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第８号。以下「育児休業規則」という。）に規定する育児休業等の承認を受けた職員が復職し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があるときは、復職した日又は再び勤務するに至った日以後において、規程の定めるところにより、

その者の給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）することができる。

（平11規則1、平14規則5、平18規則3、平26規則8、平29規則2、令5規則4、令7規則2・一部改正）

（降給）

第８条の２　降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに就業規則第34条第１項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

２　理事長は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第２号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、理事長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)　次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア　職員の能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）又は業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）（次項において「定期評価」という。）の全体評語が下位又は「不十分」の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の理事長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ　理事長が指定する医師２名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ　職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の理事長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2)　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職に不足が生じた場合

３　理事長は、職員の定期評価の全体評価が下位又は「不十分」の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められ

る場合であって、指導その他の理事長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

４　理事長は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

５　職員は、第２項第１号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

（平29規則2・追加、令4規則6、令5規則4・一部改正）

（給料の支給）

第９条　給料は、毎月１回、その月の月額の全額をその月の21日に支給する。ただし、その日が祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当るときは、次に定める日に支給する。

(1)　祝日法による休日　20日（20日が日曜日に当たるときは、18日）

(2)　日曜日　19日

(3)　土曜日　20日（20日が祝日法による休日に当たるときは、19日）

２　理事長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、支給日を繰り上げて支給することができる。

第10条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給、休職、復職等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

２　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

３　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等規則第３条第１項及び第５条第１項の規定に基づく週休日並びに勤務時間等規則第３条第３項及び第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（令6規則2・一部改正）

（管理職手当）

第11条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規程で定めるものについて、その職務の特殊性に基づき規程で定めるところにより支給する。

２　前項の管理職手当の月額は、その職員の属する職務の給における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で規程で定める。

３　第１項に規定する職員の職にある職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

（平14規則2、平19規則12・一部改正）

（扶養手当）

第12条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子

(2)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

(3)　満60歳以上の父母及び祖父母

(4)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

(5)　重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき13,000円、前項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものにあっては、3,500円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（平11規則1、平12規則5、平15規則1、平15規則6、平17規則3、平19規則2、平19規則15、平28規則5、令3規則4、令7規則2・一部改正）

（地域手当）

第13条　職員には、地域手当を支給する。

２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)　事務局に勤務する職員　100分の12

(2)　削除

(3)　定款第４条に定める所属所又は全国市町村職員共済組合連合会（次項において「所属所等」という。）に勤務を命じられた職員は、当該勤務場所の割合を適用する。ただし、その割合が第１号を下回るときは第１号の割合とする。

３　事務局に引き続き６か月を超えて勤務する職員が所属所等に引き続き６か月を超えて勤務する職員が事務局にそれぞれ勤務することを命じられたときは、前項の規定にかかわらず、当該命じられた日から２年を経過するまでの間、当該命じられた日の前日の勤務場所に係る前項に規定する割合の地域手当を支給する。ただし、当該命じられた日から１年を超えた日以後２年を経過する日までの期間の地域手当の割合は、同項に規定する割合に100分の80を乗じて得た割合（当該命じられた勤務場所に係る前項に規定する地域手当の割合を下回るときは、当該勤務場所に係る前項に規定する地域手当の割合とする。）とする。

（平18規則3、平21規則3、平26規則10、令3規則4、令7規則2・一部改正）

（住居手当）

第14条　住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1)　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2)　第16条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するための住宅（規程で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規程で定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

イ　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2)　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（平14規則2、平15規則6、平22規則3、令元規則2、令3規則4、令7規則2・一部改正）

（通勤手当）

第15条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第２項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で規程で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなけ

れば通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第５項において「運賃等相当額」という。）

(2)　前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める額（第16条の２第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再雇用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規程で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3)　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

３　通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規程で定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該変更の直前の住居（当該住居に相当するものとして規程で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規程で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。）

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規定で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規程で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額を

その支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

６　通勤手当は、支給単位期間（規程で定める通勤手当にあっては、規程で定める期間）に係る最初の月の規程で定める日に支給する。

７　通勤手当を支給される職員につき、離職その他規程で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規程で定める額を返済させるものとする。

８　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１か月）をいう。

９　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規程で定める。

（平14規則2、平15規則6、令5規則4、令6規則2、令7規則2・一部改正）

（単身赴任手当）

第16条　事務局から関係団体への派遣による異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動の直後の勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、30,000円（規程で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規程で定める距離以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で当該交通距離の区分に応じて規程で定める額を加算した額）とする。

３　新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する規定その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（平11規則1、平26規則10、令3規則4、令7規則2・一部改正）

（在宅勤務等手当）

第16条の２　住居その他これに準ずるものとして規程で定める場所において、正規の

勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規程で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規程で定める期間以上の期間について一か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

２　在宅勤務等手当の月額は、3,000 円とする。

３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（令6規則2・追加）

第17条　削除

（平18規則3・削除）

（食事手当）

第18条　削除

（令3規則4・削除）

（時間外勤務手当）

第19条　時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

２　時間外勤務手当の額は、前項の勤務１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1)　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2)　前号に掲げる勤務以外の勤務

３　定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の125）」とする。

４　前３項の規定にかかわらず、勤務時間等規則第５条の規定により、あらかじめ勤務時間等規則第３条第２項の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再雇用短時間勤務職員が、

勤務時間等規則第５条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

５　次に掲げる時間の合計が１か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)　第１項の勤務（勤務時間等規則第３条第１項及び第５条第１項の規定に基づく週休日又は勤務時間等規則第３条第３項及び第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち規程で定めるものを除く。）の時間　100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）

(2)　前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間　100分の50

６　勤務時間等規則第８条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)　前項第１号に掲げる時間　100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）から第２項に規定する規程で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2)　前項第２号に掲げる時間　100分の50から第４項に規定する規程で定める割合を減じた割合

７　第３項に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第１号中「第２項に規定する規程で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（平14規則2、平22規則3、平22規則4、令3規則4、令5規則4、令6規則2・一部改正）

（休日勤務手当）

第20条　休日勤務手当は、勤務時間等規則第９条に規定する祝日法による休日（勤務時間等規則第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間等規則第９条に規定する年末年始の休日（勤務時間等規則第10条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。

以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

２　休日勤務手当の額は、前項の勤務１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額とする。

３　第１項の規定にかかわらず、勤務時間等規則第10条第１項に規定する代休日を指定された職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

（令3規則4、令6規則2・一部改正）

（宿日直手当）

第21条　削除

（平30規則8、令3規則4・一部改正）

（管理職員特別勤務手当）

第22条　管理職員特別勤務手当は、第11条第１項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により勤務時間等規則第３条第１項及び第５条第１項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等規則第３条第３項及び第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等（次項において「週休日等」という。）若しくは年末年始の休日等に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規程で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1)　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において規程で定める額

(2)　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において規程で定める額

４　第１項の規定にかかわらず、週休日等に勤務することを命ぜられた職員が勤務時間等規則第５条第１項又は第10条第１項の規定により週休日の振替又は代休日を指定されたときは、その週休日又は休日の勤務に対して管理職員特別勤務手当を支給しない。

５　前４項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（平26規則10、令3規則4、令6規則2、令7規則2・一部改正）

（期末手当）

第23条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第26条まで及び附則第３項第３号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日の属する月の規程で定める日（次条及び第25条第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（第32条第５項の規定の適用を受ける職員及び規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの（第26条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６か月　100分の100

(2)　５か月以上６か月未満　100分の80

(3)　３か月以上５か月未満　100分の60

(4)　３か月未満　100分の30

３　定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

５　給料表の適用を受ける職員で３級以上で規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規程で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規程で定める。

（平12規則2、平12規則5、平14規則2、平14規則5、平15規則1、平15規則6、平18規則3、平19規則14、平21規則12、平22規則11、平30規則3、平30規則8、令2規則2、令4規則2、令5規則4、令5規則11、令6規則2、令6規則10・一部改正）

第24条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第27条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第４項の規定により失職した職員

(3)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者

（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（平19規則14、令2規則2・一部改正）

第25条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第２項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、組合の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係るその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、理事長が、一時差止処分に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した処分書を交付しなければならない。

５　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規程で定める。

（勤勉手当）

第26条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項までにおいてこ

れらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1)　前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員　当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　第23条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第26条第３項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第１項」とあるのは「第26条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第２項第３号において同じ。）から」と、「支給日から」とあるのは「支給日（第26条第１項に規定する規程で定める日をいう。以下この条及び次条第１項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（平12規則5、平14規則2、平15規則1、平17規則3、平18規則3、平19規則15、平21規則12、平22規則11、平26規則10、平28規則1、平28規則5、平29規則2、平29規則9、平30規則3、平30規則8、令元規則2、令2規則2、令2規則6、令4規則8、令5規則4、令5規則11、令6規則2、令6規則10・一部改正）

（特定の職員についての適用除外）

第27条　第19条から第20条の規定は、第11条第１項に規定する職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第28条　管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給の方法に関し必要な事項は、規程で定める。

（平18規則3、令3規則4・一部改正）

（勤務１時間当たりの給与額）

第29条　勤務１時間当たりの給与額は、職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等規則第２条に規定する１週間当た

りの勤務時間に52を乗じたものから規程で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

２　次条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等規則第２条に規定する１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（平18規則3、平22規則11・一部改正）

（給与の減額）

第30条　職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間等規則第８条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下この項及び第32条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため勤務時間等規則第13条に規定する病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

３　前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規程による給与の減額に関し必要な事項は、理事長が規程で定める。

４　減額すべき給与額は、その減額すべき給与額をその月の翌月以後の給与から差し引くものとする。

（平18規則3、平22規則4、平22規則11、平23規則3・一部改正）

（端数の処理）

第31条　第29条に規定する勤務１時間当たりの給与額及び第19条から第20条までの規定により勤務１時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上の端数を生じたときはこれを切り上げる。

（休職者の給与）

第32条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第24条第１号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり、就業規則第24条第１号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

３　職員が前２項以外の心身の故障により就業規則第24条第１号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

４　職員が就業規則第24条第２号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

５　就業規則第24条の規定により休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前各項に定める給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

６　第２項又は第３項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第23条第１項に規定する基準日前１か月以内に退職し、又は死亡したときは、第23条第１項の規定により規程で定める日に、それぞれ第２項又は第３項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規程で定める職員については、この限りでない。

７　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第25条中「前条第１項」とあるのは、「第32条第５項」と読み替えるものとする。

（平18規則3、平19規則14、令2規則2・一部改正）

（定年前再雇用短時間勤務職員についての適用除外）

第32条の２　第８条及び第12条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

（平14規則2・追加、平26規則10、令和5規則4、令7規則2・一部改正）

（臨時又は非常勤職員の給与）

第33条　第２条から前条までの規定にかかわらず、臨時又は非常勤の職員（定年前再雇用短時間勤務職員を除く。）に支給する給与は、その職務の特殊性及び常勤の職員の給与との権衡を考慮し、理事長が定める。

（平14規則2、令5規則4・一部改正）

（規程への委任）

第34条　この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成10年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平14規則5・一部改正）

（経過措置）

２　削除

（平14規則5、平22規則11、令3規則4・一部改正）

（60歳超職員の給料月額の特例）

３　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第５項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第７条第４項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第８条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる

ものとする。）とする。

（令5規則4・追加）

4　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)　臨時的に雇用される職員その他の規定により雇用期間を定めて雇用される職員及び非常勤職員

(2)　愛知県都市職員共済組合職員就業規則（以下「就業規則」という。）第34条の８第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同規則第34条の７に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（令5規則4・追加）

5　就業規則第34条第３項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第７項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第３項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が規程で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第３項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

（令5規則4・追加）

6　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第７条第４項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第７条第４項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

（令5規則4・追加）

7　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第３項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第５項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規程で定めるところにより、附則第５項及び第６項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（令5規則4・追加）

8　附則第５項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第３項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規程で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（令5規則4・追加）

9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、附則第３項の規定による給料月額、附則第５項の規定による給料その他附則第３項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

（令5規則4・追加）

附　則（平成11年２月23日規則第１号）

改正　平成18年３月31日規則第３号

（施行期日等）

1　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第８条第４項、第６項及び第７項の改正規定並びに附則第８項から第10項までの規定は、平成11年４月１日から施行する。

2　この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成10年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3　平成10年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合の権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成11年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）

7　施行日から平成11年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けるこ

ととなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成12年２月29日規則第２号）抄

（施行期日等）

1　この規則は、公告の日から施行し、〔中略〕ただし、第２条の規定は、平成12年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成11年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3　平成11年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの規則の施行の日（以下この項及び附則第６項において「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成11年愛知県都市職員共済組合規則第１号。附則第７項において「平成11年改正規則」という。）第８項及び第９項の規定により昇給した職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規則の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間につい

ては、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成12年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）

６　施行日から平成12年３月31日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合の権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

７　附則第３項から第５項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則又は平成11年改正規則附則第８項及び第９項並びにこれらに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成11年度分の期末手当の額の特例）

８　平成11年12月に改正前の規則第23条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規則第23条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

９　前項の規定の適用を受ける職員の平成12年３月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の規則第23条第２項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額（その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

（給与の内払）

10　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

11　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成12年12月１日規則第５号）

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成12年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成14年２月26日規則第２号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成14年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則（平成14年２月26日規則第５号）

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成13年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

２　平成13年12月に改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第23条の規定に基づいて支給される職員の期末手当の額が、改正後の規則第23条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

３　前項の規定の適用を受ける職員の平成14年３月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の規則第23条第２項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同日に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額（その差額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

（給与の内払）

４　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成15年２月27日規則第１号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成15年３月１日から施行する。ただし、第２条並びに附則第６項〔中略〕の規定は、平成15年４月１日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年３月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　平成15年３月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下この項において「改正後の給与規則」という。）第23条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第32条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成15年３月１日（期末手当について改正後の給与規則第23条第１項後段又は第32条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年４月１日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月１日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における雇用の事情を考慮して理事長の定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2)　継続在職期間について改正後の給与規則の規定による給料月額（継続在職期間において附則第２項に規定する職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長の定める給料月額）及び改正後の給与規則の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成15年６月に支給する期末手当に関する経過措置）

６　平成15年６月に支給する期末手当に関する第２条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第23条第２項の規定の適用については、同項中「６か月以内」とあるのは「３か月以内」と、同項第１号中「６か月」とあるのは「３か月」と、同項第２項中「５か月以上６か月未満」とあるのは「２か月15日以上３か月未満」と、同項第３号中「３か月以上５か月未満」とあるのは「１か月15日以上２か月15日未満」と、同項第４号中「３か月未満」とあるのは「１か月15日未満」とする。

（委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成15年11月25日規則第６号）

（施行期日）

1　この規則は、平成15年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成16年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5　平成15年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下この項において「改正後の給与規則」という。）第23条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第32条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成15年４月１日において職員が受けるべき給与（理事長が定める手当を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2)　平成15年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（委任）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成17年11月30日規則第３号）

（施行期日）

1　この規則は、平成17年12月１日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5　平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第23条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第32条第１項から第３項まで若しくは第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成17年４月１日において職員が受けるべき給料月額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第16条第２項に規定する規程で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2)　平成17年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（委任）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成18年３月31日規則第３号）抄

改正　平成19年11月29日規則第14号

平成21年11月30日規則第12号

平成22年11月30日規則第11号

平成23年11月30日規則第５号

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則第13条第３項の規定は、平成18年４月１日以後に勤務場所の異動を命じられたときから適用する。

（特定の職務の級の切替え）

２　平成18年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

３　切替日の前日において愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

４　切替日の前日において給与規則別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、理事長が定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

６　附則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与規則又は附則第13項の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成11年愛知県都市職員共済組合規則第１号）附則第８項及び第９項並びにこれらに基づく規程の規程に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

７　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成21年愛知県都市職員共済組合規則第12号。第１号において「平成21年改正規則」という。）の施行の日において次の各号に掲

げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長の定める職員を除く。）には、平成25年３月31日までの間は、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規則附則第３項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）から当該差額に相当する額の半額（その額が１万円を超える場合にあっては、１万円）を減じた額を給料として支給する。

(1)　平成 21 年改正規則附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員　100 分の 99.1

(2)　前号に掲げる職員以外の職員　100 分の 99.34

８　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

９　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

10　前３項の規定による給料を支給される職員に関する給与規則第11条第２項の規定については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年愛知県都市職員共済組合規則第３号）附則第７項から第９項までの規定による給料の額との合計額」とする。

11　削除

12　改正後の給与規則第17条の規定は、平成18年４月分以後の奉仕手当について適用し、平成18年３月分以前の奉仕手当については、なお従前の例による。

（委任）

13　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表第１　職務の級の切替表（附則第２項関係）

旧　　級	新　　級
１級	１級
２級	
３級	２級
４級	３級

５級	
６級	４級
７級	５級
８級	６級
９級	７級
10級	８級

附則別表第２　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に掲げられている職務の級の号給の切替表（附則第３項関係）

旧号給	旧　級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
1	３月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	３月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	３月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	６月以上９月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	９月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	３月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	３月以上６月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	６月以上９月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	９月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1

5	３月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	３月以上６月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	６月以上９月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	９月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	３月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	３月以上６月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	６月以上９月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	９月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	３月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	３月以上６月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	６月以上９月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	９月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	３月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	３月以上６月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	６月以上９月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	９月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	３月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	３月以上６月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	６月以上９月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	９月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	３月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	３月以上６月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	６月以上９月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	９月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	３月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	３月以上６月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	６月以上９月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	９月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20

	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	３月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	３月以上６月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	６月以上９月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	９月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	３月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	３月以上６月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	６月以上９月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	９月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	３月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	３月以上６月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	６月以上９月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	９月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	３月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	３月以上６月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	６月以上９月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	９月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	52	65	53	49	45	41	37
16	３月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	３月以上６月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	６月以上９月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	９月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	３月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	３月以上６月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	６月以上９月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	９月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	３月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	３月以上６月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	６月以上９月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	

	９月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	３月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	３月以上６月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	６月以上９月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	９月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	３月未満			77	62	81	69	65	61		
	３月以上６月未満			78	62	82	70	66	62		
	６月以上９月未満			79	63	83	71	67	63		
	９月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	３月未満			81	63	85	73	69	65		
	３月以上６月未満			82	64	86	74	70	66		
	６月以上９月未満			83	64	87	75	71	67		
	９月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	３月未満			85	65	89	77	73			
	３月以上６月未満			86	65	90	78	74			
	６月以上９月未満			87	66	91	79	75			
	９月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	３月未満			89	67	93	81				
	３月以上６月未満			90	67	94	82				
	６月以上９月未満			91	68	95	83				
	９月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	３月未満			93	69	97	85				
	３月以上６月未満			94	70	98	86				
	６月以上９月未満			95	71	99	87				
	９月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	３月未満			97	73	101					
	３月以上６月未満			98	73	102					

	６月以上９月未満			99	74	103					
	９月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	３月未満			101	75	105					
	３月以上６月未満			102	75	106					
	６月以上９月未満			103	76	107					
	９月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	３月未満			105	77						
	３月以上６月未満			106	78						
	６月以上９月未満			107	79						
	９月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	３月未満			109	81						
	３月以上６月未満			110	82						
	６月以上９月未満			111	83						
	９月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	３月未満			113							
	３月以上６月未満			114							
	６月以上９月未満			115							
	９月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	３月未満			117							
	３月以上６月未満			118							
	６月以上９月未満			119							
	９月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	３月未満			121							
	３月以上６月未満			122							
	６月以上９月未満			123							
	９月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	３月未満			125							

	３月以上６月未満			125							
	６月以上９月未満			125							
	９月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

附　則（平成19年２月28日規則第２号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年６月29日規則第12号）

（施行期日）

１　この規則は、平成19年７月１日から施行する。

（平成23年３月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

２　愛知県都市職員共済組合の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年愛知県都市職員共済組合規則第３号）附則第７項から第９項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの規則による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第11条第２項の規定の適用については、平成23年３月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年愛知県都市職員共済組合規則第３号）附則第７項から第９項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

３　前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成19年11月29日規則第14号）抄

（施行期日）

１　この規則は、公告の日から施行する。

附　則（平成19年12月20日規則第15号）

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成20年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第26条第２項第１号の改正規定を除く。）による改正後の規則の規定は平成19年４月１日から、第１条の規定（規則第26条第２項第１号の改正規定に限る。）による改正後の規則の規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前３項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成21年３月30日規則第３号）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

２　保養所に勤務する職員には、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第13条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成22年３月31日までの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の４を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

附　則（平成21年５月29日規則第４号）

この規則は、公告の日から施行する。

附　則（平成21年11月30日規則第12号）

（施行期日）

１　この規則は、平成21年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成22年４月１日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成21年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第23条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第32条第１項から第３項まで若しくは第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)　平成21年４月１日（同月２日からこの規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）までの間に職員（新規則第33条に規定する職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月１日に減額改定対象職員であった者で理事長の定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長の定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（新規則第16条第２項に規定する規程で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号　　給
１級	１号給から56号給まで
２級	１号給から24号給まで
３級	１号給から８号給まで

(2)　平成21年６月１日において減額改定対象職員であった者（理事長の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額。

３　平成21年４月１日から施行日までの間において理事長の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で理事長の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び理事長の定める者との権衡を考慮して理事長の定める額」とする。

（委任）

４　前２項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成22年３月31日規則第３号）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に、この規則による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第14条第１項第３号の規定により支給中の住居手当については、支給期間が終了するまでの間、従前の例による。

附　則（平成22年３月31日規則第４号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年11月30日規則第11号）抄

（施行期日）

第１条　この規則は、平成22年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成23年４月１日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条　平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第23条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項までの規定（愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成22年愛知県都市職員共済組合規則第９号。附則第４条及び第６条において「育児休業規則」という。）第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第32条第１項から第３項までの規定及び第５項並びに附則第３項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となると

きは、期末手当は支給しない。

(1)　平成 22 年４月１日（同月２日から同年 12 月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規則附則第３項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年愛知県都市職員共済組合規則第３号）附則第７項の規定を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長の定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間があった職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
１級	１号給から 93 号給まで
２級	１号給から 64 号給まで
３級	１号給から 48 号給まで
４級	１号給から 32 号給まで
５級	１号給から 24 号給まで
６級	１号給から 16 号給まで
７級	１号給から４号給まで

(2)　平成 22 年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

（平成22年４月１日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第３条　平成 22 年４月１日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の給与規則附則第３項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成 22 年愛知県都市職員共済組合規則第 11 号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年４月１日における号給の調整）

第４条　平成23年４月１日において43歳に満たない職員のうち、平成22年１月１日において給与規則第８条第４項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成23年４月１日にお

ける号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

２　育児休業規則第17条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業規則第20条の規定により読み替えられた給与規則第８条第１項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

３　前項の規定は、育児休業規則第23条の規定による勤務をしている職員について準用する。

４　育児休業規則第 24 条第１項に規定する短時間勤務職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業規則第 20 条の規定により読み替えられた給与規則第８条第１項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

（委任）

第５条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成23年３月31日規則第３号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年11月30日規則第５号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成23年12月１日から施行する。ただし、第２条中愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（以下「平成18年改正規則」という。）附則第７項各号列記以外の部分の改正規定及び附則第３条の規定は、平成24年４月１日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特別措置）

第２条　平成23年12月に支給する期末手当の額は、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第23条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成22年愛知県都市職員共済組合規則第９号。以下「育児休業規則」という。）第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第32条第１項から第３項まで若しくは第５項若しくは附則第３項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)　平成23年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成18年改正規則附則第７項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長の定める日））におい

て減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
１級	１号給から 93 号給まで
２級	１号給から 76 号給まで
３級	１号給から 60 号給まで
４級	１号給から 44 号給まで
５級	１号給から 36 号給まで
６級	１号給から 28 号給まで
７級	１号給から 16 号給まで

(2)　平成 23 年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

（平成24年４月１日における号給の調整）

第３条　平成24年４月１日において42歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年１月１日、平成20年１月１日及び平成21年１月１日における給与規則第８条第４項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（同日において36歳に満たない職員であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、２号給）上位の号給とする。

２　平成25年４月１日において平成18年改正規則附則第７項から第10項の規定による給料に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び前項の規定による号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

３　育児休業規則第17条に規定する育児短時間勤務職員に対する前２項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業規則第20条の規定により読み替えられた給与規則第８条第１項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

４　前項の規定は、育児休業規則第 23 条の規定による勤務をしている職員について準用する。

５　育児休業規則第 24 条第１項に規定する短時間勤務職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料

月額は、当該号給に応じた額に、育児休業規則第 20 条の規定により読み替えられた給与規則第８条第１項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

（委任）

第４条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成26年６月26日規則第８号）

この規則は、公告の日から施行する。

附　則（平成 26 年 12 月５日規則第 10 号）

改正　平成 27 年２月 27 日規則第３号

平成 28 年２月 29 日規則第１号

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成 27 年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第 26 条第２項及び附則第７項の改正規定を除く。）による改正後の規則の規定は、平成 26 年４月１日から適用する。

（平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）

３　平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の規則第 26 条第２項第１号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 82.5」と、同項第２号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37.5」とし、改正後の附則第７項中「100 分の 1.125」とあるのは「100 分の 1.2375」と、「100 分の 75」とあるのは「100 分の 82.5」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替に伴う経過措置）

５　平成 27 年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長の定める職員を除く。）には、平成 30 年３月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（規則附則第３項で規定する職務の級が６級以上である者（再雇用職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。

６　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

７　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事

情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成27年３月31日までの間における昇給に関する特例）

８　平成27年３月31日までの間における規則第８条第４項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは「３号給」と、「３号給」とあるのは「２号給」とする。

（地域手当に関する経過措置）

９　平成28年３月31日までの間における規則第13条第２項の規定の適用については、同項第１号中「100分の15」とあるのは「100分の14」と、同項第２号中「100分の６」とあるのは「100分の４」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

10　平成28年３月31日までの間における規則第16条第２項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。

（委任）

11　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成28年２月29日規則第１号）

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第４条の規定は、平成28年４月１日から施行する。

２　第２条及び第３条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。））による改正後の規則の規定は、平成27年４月１日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

３　平成27年12月に支給する勤勉手当については、改正後の規則第26条第２項第１号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、同項第２号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とし、改正後の附則第７項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

５　前４項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成28年12月８日規則第５号）

改正　令和元年12月16日規則第２号

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成29年４月１

日から施行する。

2　第１条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第 26 条第２項及び附則第７項の改正規定を除く。）による改正後の規則の規定は、平成 28 年４月１日から適用する。

（平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）

3　平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の規則第 26 条第２項第１号中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 90」と、同項第２号中「100 分の 40」とあるのは「100 分の 42.5」とし、改正後の附則第７項中「100 分の 1.275」とあるのは「100 分の 1.35」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 90」とする。

（給与の内払）

4　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和２年３月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

5　平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日までの間は、改正後の規則第 12 条第１項ただし書の規定は適用せず、改正後の規則第 12 条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき 6,500 円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号に該当する扶養親族については１人につき 10,000 円」とあるのは、「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 8,000 円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については 10,000 円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については 9,000 円）」とする。

6　平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの間は、改正後の規則第 12 条第１項ただし書の規定は適用せず、改正後の規則第 12 条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは、「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」とする。

7　平成 31 年４月１日から令和２年３月 31 日までの間は、改正後の規則第 12 条第１項ただし書の規定は適用せず、改正後の規則第 12 条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは、「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「８級職員」とあるのは「８級以上職員」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」とする。

（委任）

8　前５項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定め

る。

附　則（平成29年２月28日規則第２号）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第26条第１項の規定は、平成28年12月以降に支給する勤勉手当について適用し、同年６月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

附　則（平成 29 年 12 月 18 日規則第９号）

（施行期日等）

１　この規則（第 26 条第２項及び附則第７項の改正規定を除く。）は、公告の日から施行し、平成 29 年４月１日から適用する。

（平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）

２　平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第 26 条第２項第１号中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 95」と、同項第２号中「100 分の 42.5」とあるのは「100 分の 45」とし、改正後の附則第７項中「100 分の 1.35」とあるのは「100 分の 1.425」と、「100 分の 90」とあるのは「100 分の 95」とする。

（給与の内払）

３　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（平成 30 年４月１日における号給の調整）

４　平成30年４月１日において37歳に満たない職員のうち、平成27年１月１日において給与規則第８条第４項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成30年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（委任）

５　前３項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（平成 30 年２月 28 日規則第３号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年12月６日規則第８号）

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成 31 年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。））による改正後の規則の規定は、平成 30 年４月１日から適用する。

（平成 30 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

３　平成 30 年 12 月に支給する期末手当については、改正後の規則第 23 条第２項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 137.5」と、同条第３項中「100 分の 72.5」

とあるのは「100 分の 80」とし、勤勉手当については、改正後の規則第 26 条第２項第１号中「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 95」と、同項第２号中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 47.5」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

５　前４項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（令和元年12月16日規則第２号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条及び附則第３条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による（改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（次条において「改正後の給与規則」という。）の規定は、平成 31 年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の給与規則の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第３条　第２条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第 14 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が規程で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月 31 日までの間、第２条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第 14 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が規程で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1)　改正後の給与規則第 14 条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2)　旧手当額から改正後の給与規則第 14 条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員。

（規則への委任）

第４条　前２条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が規程で定める。

（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

第５条　愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 28 年愛知県都市職員共済組合規則第５号）の一部を次のように改正する。

附則第５項の見出し及び第７項中「平成32年３月31日」を「令和２年３月31日」に改める。

附　則（令和２年２月14日規則第２号）

この規則は、公告の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

附　則（令和２年７月10日規則第６号）

この規則は、公告の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和２年 11 月 26 日規則第７号）

この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月25日規則第４号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年５月30日規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、公告の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月に支給する期末手当の額は、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第 23 条第２項及び愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下この項において「給与規則」という。）第 23 条第４項から第６項まで（愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成 22 年愛知県都市職員共済組合規則第９号）第 20 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 32 条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年 12 月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前一箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与規則の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　再雇用職員（愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第６号）第 34 条の２第１項、第 34 条の３第１項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員　127.5 分の 15

(2)　再雇用職員　72.5 分の 10

（規程への委任）

３　前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が規程で定める。

附　則（令和４年６月30日規則第６号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年 10 月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和４年９月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語による場合におけるこの規則による改正後の規則第８条の２の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和４年11月21日規則第８号）

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。））による改正後の規則の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（令和４年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例）

３　令和４年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の規則第 26 条第２項第１号中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、同項第２号中「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

５　前４項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（令和５年２月24日規則第４号）

（施行期日）

第１条　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　暫定再雇用職員（愛知県都市職員共済組合職員就業規則の一部を改正する規則（令和４年愛知県都市職員共済組合規則第１号）　　附則第２条第１項から第４項まで又は第３条第１項及び第２項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。ただし、この項及び次項においては、愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第６号。）第 19 条の２第１項に規定する短時間勤務の職（以下この条において「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）第７条第２項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規則同条第４項の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

２　愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成 22 年愛知県都市職員共済組合規則第９号）第 13 条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第７号。以下「勤務時間等規則」という。））第２条第２項又は第５項の規定により定められた当該暫定再雇用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

３　暫定再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規則第７条第２項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規則同条第４項の規定により当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等規則第２条第３項の規定により定められた当該暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

４　暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、この規

則の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第 15 条第２項及び第 19 条第３項の規定を適用する。

5　暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規則第 23 条第３項の規定を適用する。

6　改正後の給与規則第 26 条第１項の職員に暫定再雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」と、同項第２号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」とする。

7　給与規則第８条第１項、第２項、第４項及び第６項から第 10 項まで、第 12 条及び改正後の給与規則第８条第３項及び第５項の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。

8　第１項から前項までに定めるもののほか、暫定再雇用職員に関し必要な事項は規程で定める。

附　則（令和５年11月21日規則第11号）

（施行期日等）

1　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。））による改正後の規則の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（令和５年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

3　令和５年12月に支給する期末手当については､改正後の規則第23条第２項中｢100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 125」と、同条第３項中「100 分の 68.75」とあるのは「100 分の 70」とし、勤勉手当については、改正後の規則第 26 条第２項第１号中「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」と、同項第２号中「100 分の 48.75」とあるのは「100 分の 50」とする。

（給与の内払）

4　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5　前４項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（令和６年２月28日規則第２号）

（施行期日等）

1　この規則は、公告の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条の規定　令和６年４月１日

(2)　第２条の規定　令和７年４月１日

（規程への委任）

2　前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が規程で定める。

附　則（令和６年12月18日規則第10号）

（施行期日等）

１　この規則は、公告の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。））による改正後の規則の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（令和６年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

３　令和６年12月に支給する期末手当については、改正後の規則第23条第２項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同条第３項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とし、勤勉手当については、改正後の規則第26条第２項第１号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第２号中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

（給与の内払）

４　改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

５　前４項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則（令和７年２月 20 日規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動した場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月 31 日までの間における改正後の給与規則第 12 条の規定の適用については、同条第１項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものに対しては支給しない。」と、同条第２項中

「５　重度心身障害者」とあるのは	「５　重度心身障害者 ６　配偶者（届出をしないが事実上婚姻　と、関係と同様の事情にある者を含む。）」

同条第３項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

（令和９年３月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置）

５　切替日から令和８年３月 31 日までの間における改正後の給与規則第 13 条第２項の適用については、同項第１号中「100 分の 12」とあるのは「100 分の 14」と、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間における改正後の給与規則第 13 条第２項の適用については、同項第１号中「100 分の 12」とあるのは「100 分の 13」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

６　改正後の給与規則第 15 条第４項及び第 16 条第３項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規程への委任）

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、規程で定める。

附則別表

旧号給	新号給					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2

25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		

72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

別表　給料表（第７条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	

定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000					
	87	256,300	297,400	346,400					
	88	256,600	297,700	346,800					
	89	256,900	298,000	347,000					
	90	257,200	298,300	347,400					
	91	257,500	298,600	347,800					
	92	257,800	299,000	348,200					
	93	258,100	299,200	348,400					

定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					
	96		300,100	349,500					
	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再雇用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

（平15規則6、平17規則3、平18規則3、平19規則15、平21規則12、平22規則11、平23規則5、平26規則10、平28規則1、平28規則5、平29規則9、平30規則8、令元規則2、令4規則8、令5規則11、令6規則10、令7規則2・全部改正）